

公社日技 02-04 号
2024 年 2 月 9 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
副会長 奥 村 英 世
(公印省略)

国家資格等オンライン・デジタル化に伴う
会員等のマイナンバーカード取得推進について（ご依頼）

毎々の会務ご協力、誠に深謝申し上げます。

さて、国としてデジタル化の実現が急務と捉えマイナンバーカードの普及・利用促進を図っていることは周知の通りであり、厚生労働省医政局歯科保健課からも当会へマイナンバーカード取得促進への協力依頼がされているところです。

つきましては、すでに人口の 7 割を超える国民がマイナンバーカードを保有しているといわれておりますが、貴職におかれでは、所属会員各位に対しマイナンバーカード取得促進へ向けた周知、啓発を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、行政庁においては、歯科技工士を含む 80 に及ぶ国家資格等について、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化（資格取得、更新等の手続時の添付書類の省略等）を進めており、2024 年度中には資格所持者が当該資格を所持していることをマイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようサービスを順次開始する予定となっています（別添資料参照）。

今後このサービスが開始されれば、自身の歯科技工士資格をマイナンバーに登録することにより、取引先の歯科医療機関等にも歯科技工士免許を有する者であることを容易に証明することができる等、歯科技工士免許を持たない者との識別の一助となり、国民により安心安全な歯科補てつ物等を供給することにつながります。

今後とも本会活動にご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 同送資料 「国家資格等オンライン・デジタル化の概要」

以上

（本件に関する問合せ先）

公益社団法人 日本歯科技工士会（担当事務局：大勝）

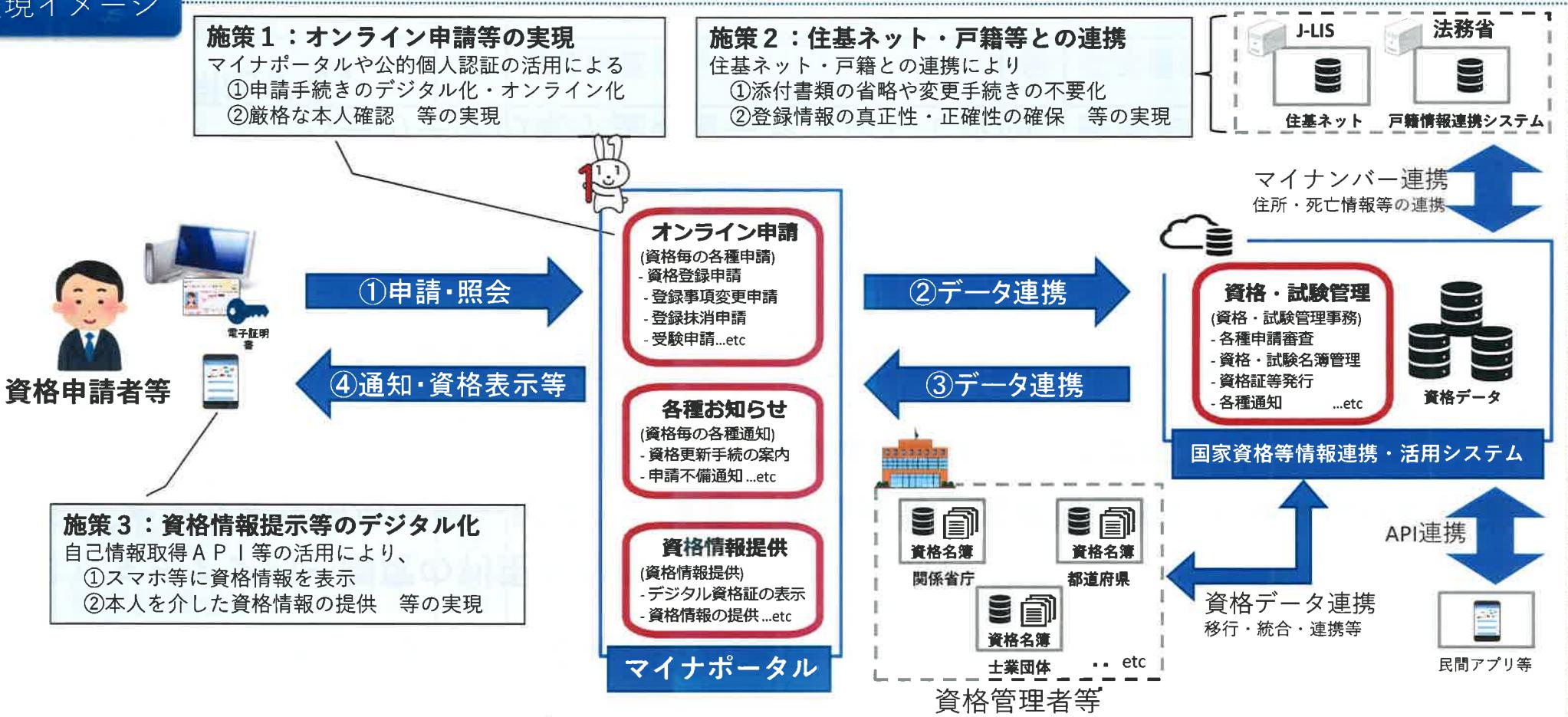
TEL : 03-3267-8681 FAX:03-3267-8650

e-mail : k-daikatsu@nichigi.or.jp

国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続きのオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

実現イメージ



本施策の位置付け

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

(3) マイナンバー制度の利用の推進

③ 「オンライン市役所サービス」の推進（各種免許・国家資格等のデジタル化の推進）

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、（中略）マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるように、デジタル化を開始する。

さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、令和5年（2023年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を開始したところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」より抜粋

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- 税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定※することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

① 医師	⑫ 言語聴覚士	⑬ 臨床検査技師	⑭ 臨床工学技士	⑮ 診療放射線技師	⑯ 歯科衛生士	⑰ 歯科技工士	⑱ あん摩マッサージ指圧師	⑲ はり師	㉑ きゅう師	㉒ 柔道整復師	㉒ 救急救命士	㉓ 介護福祉士	㉔ 社会福祉士	㉕ 精神保健福祉士	㉖ 公認心理師	㉗ 管理栄養士	㉘ 栄養士	㉙ 保育士	㉚ 介護支援専門員	㉛ 社会保険労務士	㉜ 税理士
② 歯科医師																					
③ 薬剤師																					
④ 看護師																					
⑤ 准看護師																					
⑥ 保健師																					
⑦ 助産師																					
⑧ 理学療法士																					
⑨ 作業療法士																					
⑩ 視能訓練士																					
⑪ 義肢装具士																					

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）に基づくマイナンバー法等の改正によりマイナンバーの利用が可能となった。

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 第211回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）※

【子ども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師 少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
(第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士)

